

柳井市地区集会所建設事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自治会等が実施する地域の集会所施設（以下「地区集会所」という。）の建設事業等で、次条に規定する基準に該当し、補助することが必要と認める事業に係る補助金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象事業及び補助率)

第2条 柳井市は、前条の目的に適合する事業（用地取得費を除く。以下「補助事業」という。）に対し、毎年予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助率は、次のとおりとする。

補助事業の内容	補助率	限度額
集会所の新築（全面改築を含む。）及び建物購入（中古物件を含む。）	工事費（受益地区外の寄附金等特定収入を控除した額。以下同じ。）の3分の1	300万円以内
集会所の改修及び改造（1件20万円を超えるものに限る。）	工事費の3分の1	60万円以内
集会所の解体（10年以内に当該補助金の交付を受けたものを除く。）	工事費の2分の1	50万円以内
集会所入口及び前庭の舗装及び周辺の改修（1件6万円を超えるものに限る。）	工事費の3分の1	5万円以内
1平方メートル以上の自治会掲示板の新設又は改修	工事費の2分の1	2万5千円以内
1平方メートル未満の自治会掲示板の新設又は改修	工事費の2分の1	2万円以内
集会所の備品購入（この補助金の交付は、当該年度につき1回限りとする。）	備品購入費の2分の1	8万円以内

3 補助対象の備品については、別表のとおりとする。

4 補助金として算出した額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額により交付するものとする。

(申請手続)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、柳井市地区集会所建設事業費補助金交付申請書（別記第1号様式）に、事業計画書（別記第2号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査した結果適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、柳井市地区集会所建設事業費補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第5条 補助事業について変更を生じる場合は、申請者は、速やかにその理由を付して市長に柳井

市地区集会所建設事業費補助金変更申請書（別記第4号様式）を提出し、その承認を受けるものとする。ただし、補助金に不要額等が生じることなく、変更が軽微な場合は、これを省略することができる。

（報告の義務）

第6条 補助事業が完了したときは、申請者は速やかに完了届（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定等）

第7条 市長は、前条に規定する完了届の提出があったときはその内容を審査し、適当であると認めるときは補助金の額を確定し、その旨を当該申請者に通知する。

（交付の時期）

第8条 補助金は、前項の規定による補助金の額の確定後において、交付するものとする。

2 申請者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、柳井市地区集会所建設事業費補助金請求書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（1）提出書類の記載事項に偽りがあったとき。

（2）補助事業目的以外に補助金を使用したとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年2月21日から施行する。

（経過措置）

2 施行日の前日までに、合併前の柳井市地区集会所建設事業費補助金交付要綱の規定に基づき事業を行ったものについては、なお合併前の要綱の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

備品名
エアコン、冷蔵庫、机、椅子

注）同一備品については、補助金の交付後10年間は重ねて補助しないものとする。

別記

第1号様式（第3条関係）

柳井市地区集会所建設事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）柳井市長

申請者

住 所

氏 名

電話番号

柳井市地区集会所建設事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業の内容

3 添付書類

- ・事業計画書（別記第2号様式）
- ・事業の見積書
- ・施工場所の付近図及び平面図
- ・現状写真（カラー）
- ・その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第3条関係）

事業計画書

1 施設の名称

2 施設の場所 柳井市

3 事業内容

4 事業の予定年月日 年 月 日 ～ 年 月 日

5 規模構造 別紙平面図

6 事業の経費

事業費総額	負担区分		
	市補助金	地区負担金	その他

7 地区集会所新築にあつては完成後における利用見込み

8 運営の方法

第3号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

柳井市長

柳井市地区集会所建設事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった柳井市地区集会所建設事業費補助金については、下記の条件を付して金 円を交付します。

記

- 1 この補助金は、この事業以外に使用することはできない。
- 2 この補助金は、特別な場合を除くほか、申請者からの完了届の提出を待つて市の検査を完了したのち交付する。
- 3 事業計画を変更する場合は、関係書類を添えてあらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならない。

第4号様式（第5条関係）

柳井市地区集会所建設事業費補助金変更申請書

年 月 日

（宛先）柳井市長

申請者

住 所

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた柳井市地区集会所建設事業費補助金について、下記のとおり変更いたしたく、申請します。

記

1 変更内容

変更前	
変更後	

2 変更理由

3 参考資料

第5号様式（第6条関係）

完 了 届

年 月 日

（宛先）柳井市長

申請者

住 所

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた柳井市地区集会所建設事業が完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

1 事業の内容

2 事業完了日 年 月 日

3 添付書類

- ・施工業者からの請求書
- ・工事施工前、施工後の写真（カラー）
- ・その他市長が必要と認める書類

第6号様式（第8条関係）

柳井市地区集会所建設事業費補助金請求書

年 月 日

（宛先）柳井市長

申請者

住 所

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった柳井市地区集会所建設事業費補助金について、下記のとおり交付されますよう請求します。

記

請求額 金 円 也

振 込 金 融 機 関			
金 融 機 関 名	銀 行 支店		
	信 用 金 庫		
	農 業 協 同 組 合 支所		
預 金 種 目	普 通 ・ 当 座	口座番号	
フリガナ			
名 義 人			